

第28回 農地部定例会議事録

開催日時	令和8年9月25日 13時30分
開催場所	阿南市役所 602会議室
出席委員	湯浅部長・竹内副部長・米山委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・遠藤裕美委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・岡久委員・遠藤義春委員・山本委員・井出委員・尾崎委員・仁尾委員・西野委員
欠席委員	南部委員・武市委員
村田局長	欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
湯浅部長	<p>(部長挨拶)</p> <p>それでは第28回農地部定例会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の議事録署名者は新野地区の幸田委員と羽ノ浦地区の仁尾委員にお願いします。</p> <p>それでは、本日の議事に入りたいと思います。</p> <p>第1号議案 非農地証明願について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について</p> <p>議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。</p>
米山委員	<p>それでは椿地区からご報告します。椿地区は9月16日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。</p> <p>議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。</p> <p>以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。</p>
湯浅部長	次に、福井地区をお願いします。

- 岡部委員 福井地区は議案ございません。
続きまして橘地区からご報告します。橘地区は9月16日に福井公民館にて椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。
以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。
- 湯浅部長 次に、新野地区をお願いします。
- 中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は9月16日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。
以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。
- 湯浅部長 次に、桑野地区をお願いします。
- 遠藤裕美委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は9月18日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。
議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。
以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。
- 湯浅部長 次に、見能林地区をお願いします。
- 吉岡委員 見能林地区は議案ございません。
- 湯浅部長 次に、富岡地区をお願いします。
- 竹内副部長 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は9月18日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。

た。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

続きまして宝田地区からご報告します。宝田地区は9月18日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、長生地区願います。

岡久委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は9月18日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6から10ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、中野島地区願います。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。長生地区は9月18日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

湯浅部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は9月17日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

湯浅部長 次に、加茂谷地区です。
加茂谷地区は議案ございません。

湯浅部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は9月18日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いします。

湯浅部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

仁尾委員 それでは羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は9月18日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3から4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の８ページをお開きください。第４号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。お願いします。

湯浅部長

それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第３号議案と第４号議案について報告があるようなので、説明をお願いします。

事務局

失礼します。

まず、５ページ、第３号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、ナンバー１についてですが、申請地の隣地に同じ譲受人が特定建築条件付き売買予定地で転用許可を取り、全ての区画を販売し全て居宅を建築済みでございます。今回の申請につきましては、この住宅団地の２区画の拡張です。なお、特定建築条件付き売買予定地につきましては、転用許可から５年以内に居宅を建ててくる必要があります。

次に、同議案のナンバー４につきましては、昨日９月２４日に会長・職代・現地調査委員・那賀川地区の農業委員及び最適化推進委員が現地調査を実施しております。現地では問題ないと回答を得ています。

次に、７ページの第４号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について、ナンバー９と１０についてです。この案件は再配分となっております。元々別の方が借りて耕作をしておりましたが、耕作できなくなり中間管理機構と借受人の契約を改めることになりました。

最後に、８ページの同議案、ナンバー１４についてですが、〇〇〇〇〇という団体が借受人となっております。この団体は不耕起自然栽培を基礎としております。

この団体は、不耕起自然栽培の考えに賛同した人に対し耕作指導することが基本となります。実際に耕作するのはこの会員となります。

この申請地は長年耕作放棄地であり遊休農地のＡ分類に指定されておりました。この団体の話では、このような土地の方が不耕起栽培にもってこいとのことでした。

また、この団体は鳴門市大麻町と吉野川市で中間管理機構を通した賃貸借を行っているという実績はございます。これにつきましては、中間管理機構に確認を取っております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

湯浅部長

各案件でご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

吉岡委員 遊休農地の解消のために、補助金はないのか。

事務局 中間管理機構が実施する耕作放棄地フル活用事業がございます。農業委員会が放棄地と認定してる土地であり、中間管理機構を通した賃貸借をする必要があります。窓口については、農林水産課となっております。ただ、第4号議案ナンバー14についてですが、補助金を申請しているかについては、確認を取ってはおりません。なお、この補助金の制度を利用したのは、宝田地区、中野島地区、長生地区と聞き及んでおります。

吉岡委員 この補助金は1反いくらかわかりますか。例えば、放棄地に木が生えていたら、重機を入れる必要があり、この重機の費用も対象か。

事務局 重機の費用についても対象であると聞き及んでいます。また、補助額については、すぐにお答えできませんが、いわゆる青地だったら、いくらで、白地だったら、その半額だったと思います。

阪井委員 何回か前の審議で喜多機械が中間管理機構を通した賃借しているが、この補助金を受けたのか。

事務局 この土地は、耕作放棄地ではなかったもので、対象外かと思われます。

森委員 放棄地ではありません。

阪井委員 第4号議案ナンバー6と7について、主要作物が麦となっているが、需要はあるのか。

事務局 この案件の借受人は、既に栽培をしております。特に水の利用しづらい農地については、麦の栽培をしております。

山本委員 しかしながら、大野地区で、当該借受人の麦畑については、管理が甘いです。

阪井委員 この麦、ビール用なのか。

事務局 普通の小麦です。過去にもち麦を作っていたことは確認しています。

竹内委員 普通の小麦です。

事務局 山本委員ご指摘の管理が甘いことについては、随時、事務局から指導しております。

湯浅部長 それでは他に、意見もないようですから、採決に入りたいと思います。
第1号議案、第2号議案、第3号議案について原案どおり許可とし、第4号議案について許可相当としてよろしいか。

一同 異議なし

湯浅部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。第28回農地部定例会の内、第1号議案、第2号議案、第3号議案について原案どおり全て許可決定と承認し、第4号議案について全て許可相当と承認です。

湯浅部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

湯浅部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

湯浅部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

(特になし)

湯浅部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。

事務局 (阿南市認定農業者フォーラムについて)

湯浅部長 ほかにございませんか。

(意見なし)

湯浅部長 以上をもちまして、第28回農地部定例会を閉会いたします。次回は、10月26日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会